が進んでいる地域は史料が残っているところで、三都を対象その研究は少ないことがわかる。さらに伝達についての研究

秋田藩における「町触」の伝達について

齊 藤 志帆子

はじめに

近世の法令については、領主法―幕府法と藩法、民衆法―

法令の伝達に着目すると、法に関する研究全体からみて、法令の伝達に着目すると、法に関する研究全体からみて、で、高札は目立つ場所に立てられた、法の周知化と権力の象でを担うものである。触は「幕府の単行法令」で、達は命じ後を担うものである。触は「幕府の単行法令」で、達は命じ後を担うものである。とは「幕府の単行法令」で、達は命じる対象を絞った法令である。ま度は広義において幕府法目、高札、触と達に分けられる。法度は広義において幕府法目、高札、触と達に分けられる。 幕府法はさらに法度と条町法と村法に分けることができる。 幕府法はさらに法度と条町法と村法に分けることができる。

から、四代将軍徳川家網期にかけての伝達方法の変化についかる。そのような中で、小倉宗氏は大坂の陣が終結するころ代将軍徳川吉宗にかけての時代が中心になっていることがわ、幕府法令に関する研究をみると、五代将軍徳川網吉から八

にした研究が多い。

五代将軍徳川網吉期になると、御用部屋で諸大名・諸役人ちなる」法令を、在国大名には老中奉書とともに送り、在府らなる」法令を、在国大名には老中奉書とともに送り、在府たるようになる。それが家網期になると、大名の家来が評伝えるようになる。それが家網期になると、大名の家来が評ける。 ちには 「箇条と奥書かるが、寛永十年代(一六三四~四三)では「箇条と奥書かるとで述べている。特定の大名へ命ずる奉書自体が法令であったて述べている。特定の大名へ命ずる奉書自体が法令であったて述べている。特定の大名へ命ずる奉書自体が法令であった

の格式に応じて組合をつくらせたうえで、廻状形式で伝達がる。老中及び若年寄が触の発給者で、それぞれ触を渡す者が決まっていた。中には、大目付のもとに大名留守居が集めら決まっていた。中には、大目付のもとに大名留守居が集めら決まっていた。中には、大目付のもとに大名留守居が集めら決まっていた。中には、大目付のもとに大名留守居が集めら決まっていた。中には、大目付のもとに大名留守居が集められ、曹付を写し取って伝達した例もある。享保期に入ると、の格式に応じて組合をつくらせたうえで、廻状形式で伝達がの格式に応じて組合をつくらせたうえで、廻状形式で伝達がる。

な伝達手段であった。には「申渡」と「廻状」の二つの方法があり、「廻状」が主には「申渡」と「廻状」の二つの方法があり、「廻状」が主定飛脚」の二つの方法がとられていた。中野代官所と村の間にみると、江戸と中野代官所間では「宿継御用状」と「江戸

行われていたりした。

幕府法令は幕府直轄領へも伝達されている。信州中野を例(゚)

京都では、中世以来の蓄積があるため、町触の研究も進んだったのだろうか。江戸では、法令の伝達様式として高札・だったのだろうか。江戸では、法令の伝達様式として高札・でいたのだろうか。江戸では、法令の伝達様式として高札・でったのだろうか。江戸では、法令の伝達様式として高札・でったのだろうか。江戸では、法令の伝達方法はどのようなもののはまから町方・村方への法令の伝達方法はどのようなもののはまから町方・村方への法令の伝達方法はどのようなもののはまから町方・村方への法令の伝達方法はどのようなもののはまから町方・村方への法令の伝達方法はどのようなもののはまから町方・村方への法令の伝達方法はどのようなもののはまから、町触の研究も進んだった。

事例として、徳島藩城下町では触の伝達に町手代が欠かせず、連絡を取り持っていた用達などがいたようだ。その他の藩のの中間に位置する者に焦点を当てた研究も多くみられる。町の中間に位置する者に焦点を当てた研究も多くみられる。町の中間に位置する者に焦点を当てた研究も多くみられる。町の中間に位置する者に焦点を当てた研究も多くみられる。町の中間に位置する者に焦点を当てた研究も多くみられる。町の中間に位置する者に焦点を当てた研究も多くみられる。町の中間に位置する者に焦点を当て、法の発布者と対象者に口頭で伝達したりした田惣代や、大坂町奉行が欠かせず、連絡を取り持っていた用達などがいたようだ。その他の語と「独立と「から、大坂では、近世前期の高札の役割と「触でいる。中でも宇佐美英機氏は、近世前期の高札の役割と「触でいる。中でも宇佐美英機氏は、近世前期の高札の役割と「触

重点が置かれていることがわかる。では、秋田藩についてはこれらの研究をみると、法令の伝達方法と伝達を担う人に

いたことがわかる。仕置家老からの触をその日の内か二日後までに町中に触れて

どうであろうか。

年まで、約百年に及ぶ法令を収録している。「町触控」は竪に所蔵され、明和七(一七七〇)年から明治二(一八六九)触控」三〇冊は、「町触控目録」五冊と共に秋田県公文書館 秋田藩の法令に関する史料の一つに「町触控」がある。「町

文政五(一八二二)年までの一三年分の法令を一冊に収録しいるものが多い。ただし、中には文化七(一八一〇)年からものがほとんどで、一冊に一年から三年分の法令を収録して帳で、現在は裏打ち補修されており、丁数は一五〇丁前後の

ているものもある。 町触控」は今村義孝・高橋秀夫両氏によって翻刻され、『秋

社より刊行された。本研究では、「町触控」を基本史料とし 田藩町触集』全三巻として、一九七一~七三年にかけて未来 て利用し、「秋田藩町触集」を参照しつつ、適宜原典を確認

日と法令の伝達先に応じて全体を二八六三の項目に分け、通 し番号を付しており、以下、本稿ではこの番号を用いる。引 した。『秋田藩町触集』では翻刻にあたり、「町触控」の発令

用史料の表記は、全て論者の責任によるものである。

町を対象に出された法令であると唱えられている。⁽²⁾ るとして、「町触控」に収録される法令は久保田城下の町人 城下町久保田に触れた『被仰渡』、すなわち市中法令」であ 今村義孝氏は『秋田藩町触集』解題において、「秋田藩が

担う者についての分析はなされていなかった。 そこでは史料の紹介に力点が置かれ、触の伝達方法や伝達を 氏は「町触控」の概要を説明し、内容の検討を行っているが、 高橋務両氏が相次いで研究を発表された。しかし、高橋秀夫 また、『秋田藩町触集』が刊行される前後に、高橋秀夫、

思う。

当て、その伝達方法を通して「家来触」と「町触」について 整理され、藩の最も重要な政策を示した「御条目」に焦点を 法令編纂物としての「町触控」について、その概要を的確に 高橋務氏は「『町触控』に関する基礎的一考察」において、

> える城代や所預など、藩の重臣層だといい、また、「町触」 は久保田城下居住の家中に対する法令で、その伝達方法につ は久保田城の広間敷居内に着座する面々と、在々の組下を抱

いても概略が明らかにされている。

分析されている。それによれば、「家来触」が渡される相手

二八六三に及ぶ法令の中で、わずか十例にも満たず、また、 しかし、「町触控」に記載される「御条目」は、全

令も全体の約三割に達する。 「町触控」の表題にもかかわらず、「町触」を宛所としない法

はどのような方法で伝達されたのかを具体的に明らかにし、 れているのか、まずこの点について考えたい。次に、「町触」 そこで本稿では、「町触控」にはどのような法令が収録さ

「家来触」の「家来」とは何を指すのかについて検討したい。

な背景や意味があったのか、この点についても考察したいと 政七(一七九五)年に変更されるが、その変化にはどのよう そして、「町触」の伝達方法は、天明六(一七八六)年と寛

1 幕府法令の伝達

うな法令が収録されているのか、そして、その法令が誰に向 右の課題に迫るため、まずは秋田藩「町触控」にはどのよ

けて伝達されたのか、この点について考えよう。 【史料1(『御触書天保集成』)】

大目付え

早々手当いたし、人数等差配り、先見分之もの差出、得と 方二船を繁申間敷ものニも無之候間、異国船と見請候ハゝ、 之、以來乗渡間敷旨堅く申渡、帰帆いたさせ候付、 先達ておろしや船長崎え渡来いたし、通商等之儀相願候得 いたす間敷候得共、此後万一漂流二事寄、乗渡、何レ之浦 難取用筋ニ付、其旨申論し、先年与へ置候信牌も取上

政三亥年異国船之儀ニ付相触候趣ニ准し、 伺打拂、其旨可申聞候。右體之始末ニ至り候節ハ、諸事寛 見物等をも相禁し、其段早々可有注進候。尤再応申諭し候 相成次第二候ハゝ、相応ニ其品相与へ、可為致帰帆候。且 右之趣、万石以上之面々并其以下ニても、 ても相拒ミ、不致帰帆、及異儀候ハゝ、時宜ニ応し、不及 何程相願候ても、決て上陸ハ不為致、帰帆迄は番船附置: 取計可申候。 海邊二領分知行

逢、漂流いたし候様子ニて、食物水薪等乏敷、直ニ帰帆難

し、なりたけ穏ニ帰帆いたし候様可取計候。尤実々難風ニ

様子相糺し、弥おろしや船ニ無相違相聞候ハゝ、能々申諭

【史料2(「町触控」)】

大御目付触

は不為致、帰帆までは番船付置、見物等をも相禁し、 に帰帆いたし候様可取計候。尤実に難風に逢ひ漂流いたし 弥おろしや船に無相違相聞候は、能々申諭し、なりたけ穏 手当いたし、人数等差配り、先見分之者差出得と様子相糺、 船を繋申間敷ものにも無之候間、異国船と見請候は、早々 以来〔 〕渡間敷旨堅く申渡帰帆いたさせ候□、再渡はい 先達而おろしや船長崎江渡来いたし通商等之儀相願候得と たす間敷候〔 〕此後万一漂流に事寄□□□何れ之浦方に 候様子にて、食物・水薪□乏しく、直に帰帆難相成次第〔) 其品相与へ可為致帰帆候。且何程相願候とも決而上陸 難取用筋に付其旨申諭し先年与へ置候信牌も取上之、

候はゝ、時宜に応し不及伺打払、其旨可申聞□□□躰之始 早々可有注進候。尤再応申諭し候ても相拒不致帰帆及異儀 末に至り候節は、諸事寛政三亥年異国船之義に付相触侯趣

所□之面々江不洩様可被相触候。

に准し取計らひ可申侯。

右之趣、万石以上之面々、并其以下に而も海辺に領分知行

正月

申渡侯。已上。

所有之面々え不洩様可被相触候。

右之趣、従公儀被仰渡候間、 此旨被相心得 □ 向へ可被

66

節レザノフが長崎へ来航し、日本に通商を要求してきたこと に「先達て」とあるのは、文化元 (一八〇四) 年、ロシア使

御勘定奉行 渡所左之通 壱通

能代奉行 壱通

戸賀村間役 湊沖口役 壱通 壱通

新屋船見番

小浜

同

壱通

右八ヶ所□御文左之通

申伝候。已上。

御町奉行 郡奉行 壱通

壱通

能代沖口役 舟川村間役 壱通 壱通

、北ノ浦 壱通 壱通

右之趣、従公儀被仰渡候間、 此旨可被相心得〔 〕可被

〔 〕当寅正月廿六日江戸出足御飛脚□二月四日参着申

である。幕府はその要求を拒否する旨をロシア側に伝え、寛

らを帰帆させた。そのため、再来航することはないだろうが、 た入港許可証を取り上げ、今後の来航禁止を厳しく命じて彼 政四(一七九二)年にロシア使節ラクスマンの来航時に与え

必要な物資を与え、船の様子をよく観察してロシア船に間違 見てとったら、早々に藩の者を手分けして対応させ、帰港に どこかの海岸に船をつけようとするかもしれない。異国船と 今後万が一、ロシア船が漂流したという口実をつけて来航し、

取り計らうように命じている。

いなければ、丁寧に説明して、なるべく穏便に帰帆するよう

船の航行が難しいほど気象条件が悪く、本当に漂流した様

て上陸させてはならず、帰港するまでは藩の番船をロシア船 状況に応じて必要な物資を与え、帰港させるようにも命じて いる。また、ロシア船からどれほどの願いがあっても、決し

に付け、領民の見物なども禁止し、その上で、このことを滞

頃合いを見て、有無を言わせずに撃退せよ。そしてもし、そ 度依頼してもロシア船が帰港を拒否し、異論が出た場合には、 れた異国船に関する触を参照し、それに倣って対応するよう のようなことになった際には、寛政三(一七九一)年に出さ は早急に幕府に報告しなければならなかった。もっとも、再

幕府は指示している。そしてこれは、万石以上・以下にかか

された

書付を

書き

写した

際に

生じた

もの

と思われる。

史料

1 べると、多少の文言の違いが見えるが、それは大目付から渡 老へ伝え、関係各所に触れた法令である。二つの史料を見比 戸留守居役へ伝えられた史料1の法令を、飛脚が久保田の家 大目付へ触れた法令である。史料2は大目付から秋田藩の江 史料1は、文化三(一八〇六)年一月に幕府内で老中から

子であれば、食物や燃料が不足し、帰港もできなくなるので、

う指令している。 わらず、海辺に知行地をもつすべての大名と旗本へ命じるよ

これを受けて、領地が日本海に面している秋田藩にも、こ

写して国元に伝えたものであろう。(※) られた江戸の留守居組合に渡され、それを江戸留守居が書き の「触」は伝えられた。この「触」は大名の格式に応じて作

郡奉行や沖口役などの諸役人を統括する立場にあったため、 史料2の宛所には一二ヶ所が記されている。勘定奉行は、

また、湊沖口役は土崎湊、能代沖口役は能代湊で、それぞれ 代湊を、町奉行は土崎湊を管轄していたために伝達された。 奉行は、海岸部の村々への指示を担っており、能代奉行は能 まず第一に幕府大目付からの触が伝えられたと思われる。郡

にある村で、「間」は澗のことで、両村は船が停泊する入り 徴税業務を担っていた。戸賀村・舟川村はいずれも男鹿半島

江となっていた。「間役」は戸賀・舟川両村で、停泊する船

浦の船見番へも指示が伝えられ、彼らは各地域の海岸線で航 を監視し、役銭を徴収する役だった。新屋・八森・小浜・北

行する船の監視に当たっていた。

得 □ 向へ可被申渡候。」の文言は、その内容から判断して秋 (ffz) 田藩が勘定奉行・郡奉行・能代奉行・町奉行に向けて指令し その次に記される「右之趣、従公儀被仰渡候間、此旨被相心 この史料2では、「正月」までが「大御目付触」の写しで、

> たものだった。そして、土崎・能代両湊の沖口役、 川両村の間役、新屋・八森・小浜・北浦の船見番の八ヶ所へ 戸賀・舟

はその後に記される通り「右之趣、従公儀被仰渡候間、此旨 可被相心得〔〕可被申伝候。」と命じている。 これにより、「町

触控」には幕府法令も収録され、秋田藩はそれを関係する役 職へ伝達し、幕法の徹底を図っていたことが明らかになる。 そこで次に、特定の役職に限らず、全ての者に触れ渡され

る改元を例に、それがどのような方法で伝達されたのか、こ

の点について考えてみたい。

【史料3(『江戸町触集成』)】

年号文化と改元被仰出候間、此旨町中不残可相触候。 已上。

享和四子年三月朔日、 於御町所御張出を以被仰渡、左之通。 於御会所此節御会所御普請に付 【史料4(「町触控」)】

二月十九日

享和之年号此度文化と改元、 戸表申来候。依之当月七日より右年号御改候間、此旨可被 先月十九日被仰出候由、

右之趣、壱町并支配有之面々は其方江も可被申渡候。巳

相心得候。

上。

町触 渡処左之通 壱通

、能代奉行 大山十郎 壱通 壱通

> 郡奉行 家来触 壱通 壱通

大館給人 壱通

【史料5(「上肴町記録」)】

、享和之年号此度文化と改元、先月十九日に被仰出候よ 此旨可被相心得候 し江戸表より申来候。依て当月七日より右年号御改候間

会談処

子三月四日

右之趣支配所江可申渡侯。

わかる。このときの改元は、江戸から十日以上かけて久保田 より、久保田城下の町人町へは三月四日に伝えられたことが 秋田へは三月に入って伝えられ、史料5の「上肴町記録」に 戸で触れられ、江戸町方へはその日に指示が伝わっている。 のである。京都の朝廷で改元が決定すると、二月十九日に江 これらの史料は、享和から文化への改元について触れたも である。宛所は六ヶ所で、「町触」と「家来触」はそれぞれ 行所のことで、法令の宛所に町奉行の名がないのはそのため

伝えられていた。 「上肴町記録」は、同町の町代が書き留めた日記で、かつ

元(一六六一)年から明治元(一八六八)年までの藩からの 年と万治二(一六五九)年の法令を一部含むが、大半は寛文 所蔵され、今は三三冊が現存している。寛永十九(一六四二)

て秋田市大町一丁目の山田家と秋田市千秋明徳町の根田家に

法令や、町人からの願書などを書き留めている。

を当て、各法令が誰に向けて出されたものか、この点に迫っ これら三つの史料について、文末の表現と伝達場所に焦点

年寄役所」で、江戸町奉行から受け取った「触」を、町年寄 で、その役割の一つに町触の伝達があった。伝達場所は「町 町年寄へ指示されている。江戸町年寄は江戸の町役人の代表

が江戸の町中に伝達するためにこの場所を使用した。

と記され、江戸の町人町全てに法令を命じる様に町奉行から

てみたい。まず、史料3の江戸では「此旨町中不残可相触候

其方江も可被申渡侯。」と記され、町ごとに、また、配下の で使えないため、臨時で「町所」に掲示された。町所は町奉 の法令は通常、会所に掲示されるが、このときはそこが普請 者がいる者はその者たちへも命じるよう指示されている。こ 史料4、秋田藩の「町触控」では「壱町并支配有之面々は

能代湊における遠隔地との交流のためで、いずれも他藩の者 ては後に考察したい。院内所預の大山十郎と大館給人へはそ 秋田藩の藩士を対象にしていると思われるが、その点につい れぞれ羽州街道の南と北の玄関口だったため、能代奉行へは

侯。」という文末表現になっている。この文言は、「町触控. また、郡奉行へは領内の百姓へ指示するために伝達された。 を相手にする役所であることから、この法令が伝達された。 次に史料5、城下町人町の上肴町では「支配所江可申渡

ており、この法令もそこで伝達されたと考えられる。(%) 町人たちはいつもそこで町奉行配下の役人と連絡を取り合っ で、今村氏によると、「会談処」は町所に設けられていたので、 令するときに使用される文言である。伝達場所は「会談処 を見ると、町奉行から町人町へ、または郡奉行から村々へ命

その一方で史料4の「町触控」を見ると、その宛所は大山十 町々の代表者が連絡を取り合う場所であったことがわかる。 と藩の町奉行から町人町へ伝えられ、伝達場所も町奉行と これらのことから、改元に関する「触」は、それぞれ幕府

士に向けて通知されていることがわかる。

内容に関しては町奉行を通して久保田城下の町人町へ伝えら ていた。そして、改元のようにすべての領民に知らせるべき わらず、触の宛所を「町触」としない法令も数多く収録され とがわかる。「町触控」はその表紙に記される文言にもかか 容に応じて、まずは関係する藩の役職に向けて伝えられたこ 以上より、「町触控」には幕府法令も収録され、法令の内

通知されたのだった。

だけではなく藩士に対しても「町触」や「家来触」によって

れ、また、郡奉行を通して藩領の村々に伝えられたが、それ

2 代官への指令と「町触」について

されたのか、そして、「町触」との関係はどうなるのか、こ とを指摘した。しかし、「町触控」に収録される幕府法令は の点について迫ってみたい。 令を取り上げて、それは誰に向けて、どのような方法で伝達 決して多くはない。そこで、秋田藩が独自に発布した藩の法 る法令には必ずしも「町触」ではない法令も含まれているこ 前節では、幕府法令の伝達を例に、「町触控」に収録され

た。したがって、改元に関するこの「触」は、まず第一に藩 を伝達する場所として通常は城内の会所に掲示されたのだっ の者たちに向けて触の内容を伝えていた。そのため、この「触 という文言からもわかるように、役所の系列で、上司が部下 郎や郡奉行たちで、「支配有之面々は其方江も可被申渡侯!

寛政七年夘四月九日、下筋・仙北御代官へ被仰渡、左

村方厳重に可被遂吟味候。已上。 故、於各も兼而吟味も可被致候へ共、 追々右躰に相至候而は農業之差障に相成候儀は差見得候事 所、近来手廻引連欠落致候者有之に付、度々御届被申立候。 仙北・下筋御百姓人不足之儀は於各も委曲被差意得候通候 尚此度春廻在之上は

る。

北部三郡を指し、仙北は仙北郡・雄勝郡・平鹿郡の南部三郡 代官へ宛てた法令である。下筋は秋田郡・河辺郡・山本郡の この史料は、寛政七(一七九五)年四月に下筋代官・仙

回、村々を巡回して村の様子を見るだけでなく、百姓たちの 秋田瀋では代官が農作業が始まる春と収穫が終わった秋の二 再設置されるまで、在方の村々を統轄していた役人である。 という意味である。代官は寛政七(一七九五)年に郡奉行が を指しており、「仙北・下筋」とはつまり、秋田藩領内全て

が藩庁へ百姓の失踪を報告することも度々あった。このよう 訴えなどを聞くことになっていた。 領内の百姓不足は代官もその詳細を把握しているはずだ 百姓が家族や奉公人を伴って失踪することがあり、代官

> う。百姓の欠落については代官に前々から調査するよう命じ しないように、より厳重に調査するよう改めて藩は命じてい ていたが、今春の村々への巡回を利用して、百姓たちが失踪 らに藩は年貢収納にも多大な影響が出ると懸念したのだろ なことが続けば、農作業に支障が出ることは間違いなく、さ

藩の行政や財政に関する法令、領民の風紀に関する法令、人 にはこのような「町触」ではない法令が多数見られ、それは からこそ、これは代官に向けて通達されたのである。「町触控 の百姓で、これは明らかに村方を対象とした法令だった。だ

この史料6で藩が統制しようとした法の対象者は領内全て

【史料 7 [30]

北

天明四年辰八月四日、被仰渡左之通

相書などであり、内容は多岐にわたっている。

所々に隠酒造有之趣粗相聞得候。外町は勿論内町諸士屋敷 御構無之旨酒屋共江被仰渡侯。然者下々之致業に可有之、 候通に候所、当作毛最早御安堵に付、例年之通酒造致候儀 去作非常之凶作に付、酒造必止と被相禁候儀は一統相心得

仰渡、外町之儀は酒屋格年并仲間に而致吟味候様に申渡侯 右之趣、壱町并支配有之面々は其方へも可被申渡侯。 其節異論無之様に下々江急度可被申渡侯。 以

たりとも怪敷儀見請候はゝ、及吟味候様に廻番御目付江被

八月

右渡所左之通

三拾壱通 但、町宅医者共

梅津小右衛門 大山日向 壱通

寺社奉行 壱通 古内蔵人

壱通

御町奉行 壱通

渋江六郎

御本方奉行 能代奉行 壱通 壱通

下仙北御代官 弐通

これは、天明四(一七八四)年八月に出された、酒造に関

壱通

ためと思われる。

関わる税収が秋田藩の財政にとって重要な位置を占めていた

松野弥五郎 壱通 壱通

角館本御家中 壱通

で、藩は「外町」の町人町はもちろんのこと、侍町の「諸士 「下々」の者たちがあちこちで隠れて酒造しているらしいの

しかしながら、右の史料によれば、武家奉公人と思われる

屋敷」でも怪しいと思ったら廻番目付へ調査するように命じ

ている。秋田藩の家格は、一門・引渡・廻座・一騎(一五〇

近進(新給の駄輩)・近進並(臨時登用者)と決められてい 石以上)・駄輩(七〇または九〇石以上)・不肖(三〇石以上)・

見られるように「引渡」とは区別されることから、「諸士 た。「諸士」は他の法令の宛所に、「無役引渡より諸士迄」と(部)

う命じている。そして、調査に当たっては異論が出ないよう た、町人町については、酒屋格年及び酒屋仲間に調査するよ は廻座以下で近進並以上の家格を指すものと考えられる。ま

梅津小右衛門、渋江六郎、古内蔵人、「角館本御家中」、寺社 に、武家奉公人たちへもきつく命じている。 宛所は①「町触」、②「家来触」と③大山日向、松野弥五郎

年の米の作柄が非常に悪く、凶作となっていた。そのため、

飢饉で全国的に凶作が続く中、秋田藩でも天明三(一七八三) 山日向以下、多くの通達先が記されている。いわゆる天明の する法令で、その宛所には「町触」や「家来触」に加え、大

に、分けて考えることができる。

奉行、能代奉行、町奉行、御本方奉行、下筋・仙北代官など

は桧山の、 まず、③に分類される大山日向は院内所預で、松野弥五郎 梅津小右衛門は角間川の、渋江六郎は刈和野の給

なったため、通常通り酒造を許可することを各酒蔵へ命じて いる。このように凶作の翌年に酒造を解禁したのは、酒造に 人を指揮する組親である。古内蔵人は大館居住の引渡で、や

天明四年になると米の作柄が回復し、藩も安心できる状態に ての者に法令の趣旨が浸透していることがわかる。しかし、 酒造が厳禁となり、そのことは「一統相心得候」と、領内全

72

通数	法令数	通数	法令数
1	1420	31	109
2	4	32	19
5	29	40	1
6	1	41	26
7	3	42	38
9	1	51	
15	2	52	
16	5	60	8
17	7	61	1
18	6	62	
19	58	72	
20	19	73	2
21	1	74	
22	1	76]
26	1	?	
29	1	触流し	64
30	65	計	191

要政策であったからである。 たのは、この酒造解禁令が秋田藩領のすべてに関わる藩の重 秋田藩の財政を担う役職である。彼らにこの法令が通達され して召し抱えられた者たちのことである。また、本方奉行は 戸初期に断絶した芦名家の家臣で、その後、佐竹氏の直臣と はり組下持ではないかと思われる。「角館本御家中」は、江

そこで次に、①の「町触」について見ると、「町触」は「丁

も含めた三一通の「町触」が発行されている。しかし、これ がいつも三一通だったわけではない。「町触控」全二八六三 と思われる。その「町触」がどのように各町へ伝達されたの の法令のうち、宛所に「一、町触(何通」という記載が含ま か、この点について考察したい。史料7では、町宅医者たち 触」と記されることもあり、「ちょうぶれ」と呼ばれていた

そこで最も多かったのは、「一、町触 壱通」という形式で、 政初期に限られ、明和七 (一七七〇) 年から天明六 (一七八六 の通数ごとに、それがいくつあるのかをまとめたものである。 一九一一の法令の中で一四二〇がこの形だった。 町触」の通数が多いのは、七四通、七六通で、それは寛

れるのは一九一一の法令だった。表1は、それに関して「町触

その中で五〇通を超える例は二二回あり、その内容は財政関 行や普請などの自粛を命じた鳴物停止令などがほとんどだっ 係や、将軍家の一族や藩主一族などが死去した際に、芸能興

年前後までの期間は、おおよそ三〇通ほどの数となっている。

内容に違いがあるのか比較してみたが、ほとんどが類似して は、三〇通ないし三一通である。この二つの場合で、法令の いて、大きな違いは見られなかった。それに続く寛政年間 明和七年から天明六年前後までで頻度が高い「町触」の数

ら文化年間までは、

一通の他に、一六から一八通の「町触」

以上から、時期により「町触」の通数が大きく違っているしている所があり、分析はできなかった。それに続く嘉永四(一八五一)年までについては史料が欠落建立や服装に関する法令もある。天保から弘化年間を経て、

が渡されていた。

触の内容は、ほとんどが財政関係で、学館

表 2 「町触控」の宛所に記される久保田城下の侍

手形本新町	土手長町上町	亀の町東土手町	
手形休下町	土手長町中横町	亀の町西土手町	
手形山手町	土手長町中町	亀の町西土手町末町	
手形六日町	土手長町末町	亀の町南土手町	
手形中町	古川堀端町	0の町虎口	
保戸野八丁	上長町	色の町虎口堀端新町	
保戸野愛宕町	中長町	田町	
保戸野川端町	下長町	築地上東町	
保戸野川端後町	東根小屋町	築地下東町	
保戸野本町	西根小屋上町	楢山上本町 (表裏御歩行町)	
保戸野中町	西根小屋中町	中城	
保戸野御諏訪町	西根小屋下町	腐匠町	
保戸野新町	土手谷地町	台所町	
保戸野下中町	中谷地町	上中岛本町	
保戸野登表町	Fi ma ur	上中島中町	
	長野町	上中島土手町	

数だけ「町触」が作成され、その書付が伝達されていたのでがって、侍町ではいくつかの町ごとに「組合」を作り、そののように「組合」という文言がしばしば使われている。したられる。「町触控」を通覧すると、「町々組合に而三拾壱通」最大は七六通だったが、侍町の数はそれよりも多かったとみの「内町」、つまり武士の居住する町だった。「町触」通数のの「内町」、つまり武士の居住する町だった。「町触」通数ののように「組合」とが判明する。では、それらの「町触」が触れられる町はことが判明する。では、それらの「町触」が触れられる町は

が変わっていたとも考えられる。だが、具体的に何を基準にはないだろうか。その「組合」は、法令の内容によって範囲

| また、「町触」を伝えるにはすでに髙橋務氏が指摘されて「町触」の数が決められていたのか、いまは明らかにできない。

1には、「触流」という文言も見られる。「触流」というと、

呼ばれる町人が存在していたことが明らかにされている。そ れば、京都では町人町へ触を伝達するために、「触流し」と 宇佐美英機氏の近世前期京都における研究がある。それによ

こで、近世後期、秋田藩における「触流」とはどのような伝 達方法だったのか、この点について考えてみたい。「町触控

において、「触流」は全二八六三の法令の内、一四一の法令

控」がない明和六(一七六九)年以前においてもこの伝達方 まで長い期間にわたって用いられた伝達方法だった。「町触 で見られ、明和八(一七七一)年から明治二(一八六九)年

法が採られていた可能性が高い。 「触流」の形が採られた一四一に及ぶ法令を見ると、その

内容は大きく二つに分けることができる。一つは、将軍家や 芸能興行や普請などの自粛を命じた鳴物停止令である。もう 天皇家、藩主一族、藩の家老を務めた者などが死去した際に、 一つは、緊急事案や祝い事があった際の「御歓御帳」の連絡

れた通りである。 であったことがわかる。この点も、高橋務氏がすでに指摘さ 達されたものも多く、「触流」が伝達の早さを重視した方法 要性があるものである。これらは飛脚によって、江戸から伝 などで、どちらも共に通常の「町触」よりも早く伝達する必 **触流」によって「町触」が伝えられる時には、「一、町**

> は二○通前後となっている。五通の場合は、手形・ 五通」のように、文化年間までは五通が多く、 それ以降

触

に、 る。「町触」の通数が二〇通前後になると、「一、町触 四の郭内の町々・五の郭内の町々・五の郭外東側というよう 町々を五つの区画に分けていたのではないかと推測され

れていたとみられ、「触流」もやはりこの「組合」を単位と る。侍町ではいくつかの町を合わせて一つの「組合」が作ら 通 して法令の伝達が行われていたと考えられる。 町々組合触流し。。のように「組合」の文言が多く見られ

る。したがって、「御使番持廻触流し」の場合、使番が「ぽ 発送する公用書簡を通達交附するを常務」するとされて 三五人おり、城内の用所に詰めて、「評定所各局より家士に が記されることがある。旧『秋田懸史』によると、 触流」の場合、そこに「御使番持廻触流し」という文言 使番は

のか、それとも、ある町に渡してそこから廻状形式をとった についても、口頭で指示を伝えたのか、書付を写し取らせた それとも「組合」で定めた、町内会所のような場所が存在し 触」の書付を持って、それを担当する町々へ伝えたのではな のか、その点については後の4で詳しく考えたい。 て、そこで各町の代表者に伝達したのか。また、内容の伝達 いだろうか。使番が一つひとつの町を回って伝達したのか、

しかし、この「御使番持廻触流し」という文言が使用され

町触 に「町触」が伝達されるようになる。鳴物停止令や藩主一族 るのは享和三(一八〇三)年までで、それ以降は代わって「一、 拾九通 町々組合触流し」のように、「組合」を単位

町々の「組合」が利用されるようになったことがわかる。お の容態を知らせる触などでこの文言が見られ、「触流」でも

そらく、この「組合」の中で、廻状形式によって町々への「触」 が伝達されていたのではないだろうか。 秋田藩の「町触控」は、村々を統轄する代官に向けた指令

全体の六割強がこれに当たる。そして、その「町触」は久保 収録しており、その数は二八六三の法令のうち一九一一で、 などを数多く含んでいた。それと共にたくさんの「町触」を

たことも明らかになった。これにより、「町触控」に収録さ や使番という、藩から各侍町へ触を伝える役を担った者がい 結成された「組合」が深く関わっていた。さらに、「壱町役. 田の侍町を対象にしたものであり、その伝達には、侍町に

3 「家来触」について

次に「家来触」について取り上げたい。これまでの研究で

と考えてよいだろう。

系列や、城下町久保田の侍町を通して通達された法令だった れる法令は、基本的に秋田藩士を通知対象者として、役所の

> も明確にはされていない。そこで、「家来」といっても誰か も「家来触」の「家来」とは誰を指すのか、この点は必ずし そしてそれはどのように伝達されたのか、これらの点につい ら見た家来なのか、陪臣を含むのか、あるいは秋田藩士の中 でも、どのような人々が「家来触」の通達先となったのか、

て考えたい。

寛政五丑年□月二日、御会所おゐて御張出を以被仰渡、

左之通。

当十七日御学校論語御講釈始故、継肩衣に而四ッ時出席可

有之候。当七日大学終りに候得共、同日者肩衣に不相及侯。

右之趣、壱町并支配有之面々は其方江も可被申渡侯。 已上。

二月

渡所左之通

一、町触 壱通

に講釈へ出席するよう指示している。また、二月七日に大学 設された。右の史料では、二月十七日に論語の講釈があるた め、上下別地の継裃を着用し、四ッ時(九時~十一時の間) される学館の前身とみられ、寛政四(一七九二)年七月に創 についての法令である。「御学校」は、この年の八月に創設 これは、寛政五(一七九三)年二月に出された論語の講釈 当分の間、講義は休講となり、

久保田へ帰ってきてから講日

を決めることを伝えている。

また、文学及び助教の二人が在方への御用を命じられたため、

の講釈が終わるが、その日は裃でなくてもよいとしている。

【史料 9 ⁽³⁹ 寛政六年寅七月二日、御会処において御張出を以被仰

祭酒御講釈、七月七日節句に付休日に相成候。同十七日 渡、左之通

、文学・助教右両人廻在御用被仰付候故、当分御講釈休 定刻より出席可被致候。

日に相成候。両人帰府之上御講日追而可被仰渡候。此旨

可被相心得候。 右之趣、壱町并支配有之面々は其方へも可被申渡候。

以

七月

渡所左之通

町触 壱通

家来触 壱通 但在々は除く

ある。祭酒による講釈が七月七日の節句のために休日となっ たので、七月十七日に時間通りに出席するよう指示している。 この史料は、寛政六(一七九四)年七月に出された法令で

> うに「町触」単独で触れられる例は非常に少ない。「町触控 とそこでの「家来」とは誰を指すのか、この点について考え トで発令される他の法令を取り上げて、「家来触」の伝達先 ほとんどだった。そこで、宛所に、「町触」と「家来触」がセッ する役職の者たちと一緒に、「町触」が伝えられる形式が、 トで一緒に触れられたり、あるいは法令の内容に応じて関係 を通覧すると、史料9のように、「町触」と「家来触」がセッ は他に向けては一切伝えられていなかった。しかし、このよ 史料8は宛所に「一、町触 壱通」とあるだけで、この触

てみよう。 【史料10₆₀

子、同廿二日助教平元貞治詩経御講釈初有之候間、 **当月十三日文学小川岡之丞論語、同十八日助教志賀恭蔵孟**

於御学館御講釈有之候段被仰渡候事

面々麻上下、又者継肩衣着用、五ッ時可罷出候。

、来月より二日小川岡之丞、十二日志賀恭蔵、

廿二日平元

貞治月並御講被居置候間、此旨可被相心得候! 右之趣、壱町并支配有之面々は其方江も可被申渡侯。

以

正月 渡所町触・家来触 于時安政五午年正月九日

家来触名前左之通

77

がそれぞれ講釈をすることも伝えている。

二月からは毎月二日に小川、十二日に志賀、二十二日に平元 時の間)に学館へ出席するよう指示している。また、来月の の裃、または上下別地の継裃を着用して、五ッ時(七時~九 われる。開講にあたり、聴講を希望する者は、上下とも麻地 蔵の孟子、二十二日に助教平元貞治の詩経の講釈が初めて行

横一列に記されているが、『秋田藩町触集』は二段に組んで と「家来触」で、「家来触」については、その伝達先の名前 おり、ここではそれに従った。対象者の名前を上から下へ読 が実際に列記されている。原典を確認すると、この者たちは における講釈についての法令である。 宛所は侍町への「町触」 この史料は、安政五(一八五八)年正月に出された、学館 渋江内膳 石塚源一郎 今宮徳千代 渋江左膳 中安内蔵 佐竹英千代 小野岡右衛門 須田内記 塩谷弥太郎 小腐狩源太 寺崎藤九郎 宇都宮帯刀 古内茂右衛門 石塚孫太夫

> 渋江・小腐狩は組下を抱える組親である。また、引渡衆は基 渋江左膳、引渡衆の石塚孫太夫・今宮徳千代・古内茂右衛門 渋江内膳・小腐狩源太らの名前が挙げられている。この内、 東家の佐竹英千代・家老の宇都宮帯刀・中安内蔵・寺崎藤九郎 本的に一氏一人であるが、石塚氏は孫太夫と源一郎の二人の 小野岡右衛門・塩谷弥太郎・石塚源一郎、廻座衆の須田内記 この法令では「家来触」が通知される対象者は一四名で、

務めていたことが関わっていると考えられる。(ヨ) 年十二月まで家老を務めていたことと、源一郎が御相手番を また、この史料10では「町触」も「家来触」もそれぞれ何

名が記されている。これは、孫太夫が前年の安政四(一八五七)

通作成されたのか記されていない。しかし、それはおそらく

年以来、会所に張り出されるだけの一通になっていた。なら るように、少なくとも「町触」に関しては天明六(一七八六) 史料9と同じく各一通ずつだったと考えられる。4で後述す

ば、「家来触」はどのようにして通知先に知らされたのだろ

むと、本来の順番となる。

正月十三日に文学小川岡之丞の論語、十八日に助教志賀恭

うか。 **(史料**11倍

当月八日、 公方様薨御に付、

鳴物・普請停止之義被仰

公方様当月八日薨御之段御飛脚に申来候。 鳴物・諸普請被

中安内蔵

寺崎藤九郎

していたと思われる。「朔望御礼」は、毎月一日・十五日に

停止候。 間鋪候。 右に付御家中之面々、月代追而御左右有之迄剃申 渋江左膳 多賀谷長門

、朔望御礼之儀は追而可被仰渡候。

武芸之儀追而被仰渡候迄被停止候。

、此節之儀候間、火之本要心入念可申付候。 迄諸事相慎候様急度可被申付候。 猶下々に至

右之趣、 壱町并支配有之面々は其方へも可〔

八月 于時安政五年午八月十七日 御触流を以被仰渡候。

渡所左之通

町触 家来触 拾□通 壱通 家来屋しき番誰頼は於御評定所被仰渡

高屋五左衛門・山県兵庫へも可被申伝候。猶組下有之輩は

右之趣被相心得、廻座有之所は其方へも可被申伝、

横手は

其方へも可被申伝候。

宇都宮帯刀 佐竹三郎 佐竹虎菊 小野岡右衛門 佐竹近江 佐竹英千代

能代奉行

銅山奉行

寺社方

壱通

在々住居

壱通

一、郡奉行

壱通 梅津亀松

松野弥五郎

渋江内膳

岡本但馬 石塚源一郎

須田内記 塩谷弥太郎

小腐狩源太

今宮徳千代

古内茂右衛門 茂木治千代 戸村十太夫

御勘定奉行 壱通 町奉行

壱通 御学館方 壱通 壱通

院内 角館年番 壱通 壱通 宿継を以申達 御副役より町送を以申達

のことをいう。喪に服すという意味で月代を剃らないように また、指示が出るまで、月代を剃らないようにとも命じてい そこで藩はすぐさま芸能興行や諸普請の自粛を命じている。 止令である。八月八日に一三代将軍徳川家定が薨去した、と いう一報が江戸からの飛脚によって、久保田に伝えられた。 右の史料は、安政五(一八五八)年八月に出された鳴物停 月代は、男性の額から頭頂部にかけて頭髪を剃った部分

家奉公人を含めたすべての者たちに、静かに喪に服すよう厳喪中の期間は、火の取り扱いに注意する様、入念に命じ、武指示するとし、武芸の稽古は指示が出るまで禁止されている。蕃士が藩主へ御礼を申し述べる儀礼で、これについては後日

しく命じている。

人の格式を認められた藩士を指すと思われる。人の格式を認められた藩士を指すと思われる。場により、十何通にのとき、侍町には「町触」の触流の方法により、十何通このとき、侍町には「町触」の触流の方法により、十何通このとき、侍町には「町触」の触流の方法により、十何通

廻座有之所は其方へも可被申伝、横手は高屋五左衛門・山県面々は其方江も可被申渡候」とは異なって、「右之趣被相心得、目すると、その文末は「町触」に記される「壱町并支配有之そこで佐竹虎菊以下の「家来触」が通達される者たちに注

命じている。また、組親の者は組下給人たちへも命じるようのは横手物頭の高屋五左衛門・山県兵庫へも伝えるようにとで、廻座家格がいるならば、その者にも伝えよ、横手につい以□」と記されている。つまり、法令の内容をよく心得た上兵庫へも可被申伝候。猶組下有之輩は其方へも可被申伝候。廻座有之所は其方へも可被申伝、横手は高屋五左衛門・山県面々は其方江も可被申渡候」とは異なって∵右之趣被相心得、

に指示されている。

中安内蔵・寺崎藤九郎・渋江左膳の五人である。引渡衆は戸近江(西家)である。家老は、宇都宮帯刀・小野岡右衛門・虎菊(北家)・佐竹英千代(東家)・佐竹三郎(南家)・佐竹組下持の組親と分けて考えることができる。苗字衆は、佐竹格の観点から見ると苗字衆・家老・引渡衆・廻座衆、そしてるのときの「家来触」の通知先は二二名で、それを主に家

江和光日記」によると、小鷹狩氏は文政十(一八二七)年八津小太郎の五人で、渋江・小鷹狩・松野・梅津は組親だった。『渋座衆は、須田内記・渋江内膳・小鷹狩源太・松野弥五郎・梅衛門・石塚源一郎・塩谷弥太郎・岡本但馬の八人である。廻

村十太夫・多賀谷長門・茂木治千代・今宮徳千代・古内茂右

月から向氏を改め、小腐狩を称している。(キサ

とえば、史料11には「家来屋しき番誰頼は於御評定所被仰渡誰頼」を介した場合の二つの方法に分けることができる。た来触」は、①「屋敷番誰頼」を介さない場合と、②「屋敷番例は、「町触控」全体で一〇六の法令であった。その際に「家このように、「家来触」の伝達先の名前が実際に記される

①「屋敷番誰頼」を介さない伝達方法の「家来触」は、通ると表3のようになる。関して、その者たちを家格、役職、居住地の観点から分類す

候」とあって、②に当たる。そこで、「家来触」の伝達先に

「家来触」の伝達先

(2) **(**1) 久保田 住 居 在々住居 西家: 大館城代南家: 為沢所預 東家 苗字衆 茂木:十二所所預 多賀谷:桧山所預 引渡家格の大半 (大山:院内所預) 引渡 家老の重役衆 組下持= 廻座 組親

当し、そこには「屋敷番誰頼除之」という文言も記されて 藩制上の役職に就いていると思われる者、 渡家格の大半の者が該当する。廻座衆は、 に住む佐竹東家のみである。引渡衆は、家老を務める者と引 引渡衆・廻座衆の三つで、苗字衆は、 する者たちだった。それを家格の点から見ると、主に苗字衆・ られるのは一五名前後で、彼らはいずれも久保田城下に居住 藩主一族の法事などであり、 夜中の通行許可証の交換について、流行病への処方、久保田 る。その内容は、藩校に関連した法令、町奉行の交代に伴う 城下の内町での五月節句や盆中行事における注意・禁止事項 知先の名前が記された一○六のうち、 この①に分類される「家来触」の伝達先として名前が挙げ 史料10がここに含まれる。 四〇の法令がこれに該 四家の中で久保田城下 家老を務める者

親がこれに該当する。 それに組下持の組

組下持は、

渋江・梅津・小腐狩の三氏で、

必ずしも三氏全

三(一八〇三)年から天保八(一八三七)年までの一一の例 場合もある。 ていると考えられる。以上に述べた者たちは、 面々は、その法令が出された時点で無役だった者たちを指し については、東家・家老・引渡衆・廻座衆・組下持の後に、 家老・引渡衆・廻座衆・組下持となっている。 てが記されるとは限らず、一氏のみ、または二氏が記される 部の引渡が記されている。組下持の次に記される引渡の 宛所に記される者たちの順番は、 ただし、享和 みな表3の久 大体が東家

容は、将軍や藩主一族などの死去に際する鳴物停止令や御 保田居住に分類される者たちだった。 いごとへの記帳指示、 は、 次に、②「屋敷番誰頼」を介した伝達方法をとる「家来触 通達先の名前が列記される残りの六六の法令で、 財政関係など、藩の重要政策や全秋田

年にかけては「家来触」の伝達先は八名のみだった。 預の佐竹北家、湯沢所預の佐竹南家、 藩士が関わるもので、史料11もこれに該当する。 年代で見ると、明和七 (一七七〇) 年から天明五 (一七八五) 大館城代の佐竹西家

達先が増え、二〇名から二四名となる。 横手城代の戸村氏、桧山所預の多賀谷氏、十二所所預の茂木 それが寛政十二 (一八〇〇) 年以降になると、 それに月番家老と思われる家老二名の名前が記されてい 苗字衆は、 記される伝 角館の北

氏 る。

その内

ている「屋敷番」が瀋庁より法令の伝達を受け、それを屋敷代や所預は久保田城下に屋敷を与えられており、そこに詰め

来屋敷番」によって法令が伝達されていたことがわかる。城戸村氏、桧山所預の多賀谷氏、十二所所預の茂木氏へは「家家、湯沢所預の佐竹南家、大館城代の佐竹西家、横手城代のうように記される例もある。これらから、角館所預の佐竹北御苗字并御処預江は家来屋敷番、組下持江は誰頼催足」という形で伝達されていたことが明らかとなった。また、「一、在々う形で伝達されていない城代・所預には「屋敷番誰頼」とい田城下に居住していない城代・所預には「屋敷番誰頼」とい

の主へと伝えていたのだった。

就いていたためと思われる。 就いていたためと思われる。 就いていたためと思われる。 就いていたためと思われる。 でない①に該当することもあるが、その時は藩制上の役職に とない①に該当することもあるが、その時は藩制上の役職に の渋江氏、角間川の梅津氏、横手の小鷹狩(向)氏ら久保田 のたていたのと思われる。

臣一同にこれらを知らせ徹底させる場合には「町触」と「家を通知するときには「町触」をもって通達し、藩領全ての直存の組親がそれぞれ触の受け手となって、配下の者たちへそれで、人保田に居住しない秋田藩の直臣で、「家下の者たちとは、久保田に居住しない秋田藩の直臣で、「家下の者たちとは、久保田に居住しない秋田藩の直臣で、「家下の者たちとは、久保田に居住しない秋田藩の直臣で、「家中の組親がそれぞれ触の受け手となって、配下の者たちへその配の法令を伝達していたことが明らかとなった。そして組下役職では城代・所預や家老、藩制上の役職者が、そして組下役職では城代・所預や家老、藩制上の役職者が、そして組下

引渡衆・廻座衆・組下持という順番に記されている。

このように、①と②に分類してみると、「家来触」は久保

「町触」の伝達方式の変化

4

来触」をセットで同時に発令したのだった。。

「町触」と「触流」は、どちらも久保田城下の侍町に結成

うに変化したのか、また、その背景には何があったのか、こ たことがわかる。そこで次に、「町触」の伝達方法がどのよ が一通しか作成されず、「町触」の伝達方法に何か変化があっ 壱通」と記される例が急増する。すなわち、「町触」の書付 と、天明七(一七八七)年を境に、それ以降は「一、町触 えていた。そして、侍町へ渡される「町触」の書付数を見る された「組合」を単位に、使番がそこに「町触」の発令を伝

> 御町奉行 能代奉行 松野永四郎 梅津小右衛門

壱通 壱通 壱通 壱通

一、下仙北御代官

御本方奉行 寺社奉行

壱通 **弐**通

壱通 壱通 町触

三拾通

但、

町宅医者共

渋江六郎 大山十郎

家来触

の点について考えたい。 【史料 12_億

天明六年午五月二日、被仰渡左之通

可被申渡候。 御会所江御張出被成、其節町々江御使番を以被相触候間、 町触を以被仰渡候儀、此度より被相改、都而被仰渡候義は 壱人宛罷出、 右曹付写取、町内并支配有之面々は其方江も

翌日御会所江御張出も可被成置候間、是又写取可被申渡候。 支配江も可被申渡候。若事長き御触に候は、、御触流之上、 但、差掛侯被仰渡は町々江御触流被成侯間、右之趣町内并

(中略

右渡処左之通

配有之面々は其方江も可被申渡候。 右之趣此度御吟味を以被相改候間、

以上。

此旨相心得、

壱町并支

お、掲示が出された時は、各侍町へ「御使番」が知らせに行 てもすでに高橋務氏の先行研究が指摘される通りである。な り出して掲示することにしたと記されている。この点に関し 侍町へ伝える法令は、今回から変更して全て「御会所」に張 方法を改める旨の法令である。「町触」を以て久保田城下の この史料は、天明六(一七八六)年五月、「町触」の伝達

者へも指示するように、と家老は指示している。ただし、緊

を写し取って町内へ伝え、また、配下の者がいるならばその くので、各町から一人ずつ会所へ赴き、掲示された触の内容

してもし、緊急の場合でも法令の文章が長い時には、「触流 このことを町内及び配下の者へ伝える様に指示している。そ 急の命令を伝える場合には、町々への「触流」とするので、

写し取るよう命じている。 この法令の宛所は全部で一一ヶ所で、「町触」は町宅医者

をしたうえで、発令した翌日に会所へ掲示するので、それを

この「触」が渡されている。また、役職関係では、寺社奉行 能代奉行・御本方奉行・町奉行・下筋代官・仙北代官へそれ 郎(刈和野)・松野永四郎(桧山)らへもそれぞれ一通ずつ の大山十郎、組下持の組親梅津小右衞門(角間川)・渋江六 も含めて、三〇通渡されている。家来触は一通で、院内所預

たいくつかの「組合」に向けて、「触」を記した甞付を伝達 「町触」に関しては、これまで「御使番」が侍町に作られ

えられる。

ぞれ一通ずつ、同様にこの「触」が渡されている。

た。したがって、使番の業務が縮小し、使番の負担は軽減し 業務に変わっており、法令の内容を伝達することはなくなっ していたのだが、これ以降は会所に掲示が出ることを伝える

旧『秋田懸史』によると、会所内の「大御高札場」で「藩

写し、町内に触れ達」していたことが知られていた。それが 内一般に告示する公文を掲示」し、「各町役出頭して之を謄 史料12により、天明六年からは使番が「触」の内容を各町に 伝達する方式から、町々の代表者が会所に出向いて「触」を

下りて、穴門を西に出た所にあった。 るようになったのである。会所は、本丸からみて南西方向に 所へ赴き、張り出された「触」を写し取って、町内へ伝達す 会所に「触」が掲示されると、町々から一人ずつ担当者が会 **書き写す方式へと変更されたことが明らかとなる。つまり、**

> 番が口頭で法令の内容を町々へ伝えていた可能性が高いと考 慮してのことだろう。このことから、もともと「触流」は使 翌日に会所に掲示するので、それを町々で写し取るようにと 付け加えている。これは、長文で誤解が生じないように、配 しかし、史料12では「触」の文章が長い場合には、発令した **・触流」については、これ以前の方法と変化はないらしい。**

体で困窮している様子が「町触控」に収録される法令からも で東北地方は深刻な飢饉となっていた。秋田藩でも、領内全 明三(一七八三)年の浅間山噴火による降灰被害と冷害凶作 のだろうか。天明年間といえば、天明の飢饉が想起され、天

なぜ、天明六(一七八六)年にこのような変更が行われた

なり困難な状況に陥っていた。 も財政関係の法令は多く発令されており、秋田藩の財政がか 得られるようになったとして酒造を解禁しているが、その後 見て取れ、特に天明三年は財政関係の法令が頻繁に発令され ている。翌天明四(一七八四)年には、米が一定の収穫量を

治を執り行うこととなった。財政難な上に、前藩主の急逝が くして十歳で新藩主となったため、叔父の佐竹左近義方が政 に就いた年だった。安永四(一七七五)年生まれの義和は幼 さらに、天明五(一七八五)年は佐竹義和が九代藩主の座

重なり、深刻な財政状況にあった秋田藩の立て直しを図るた

誰と右御請帳江可相記候。

但、

家来触之面々は、家来名前、

誰頼差出候面々は誰被頼

られる。 「町触」 め、そして新たに藩主となった義和の権威を高めるためにも、 一の伝達方法を大きく改めたのではないか、そう考え

とによって、藩の政策意図を誤解なく確実に通達しようとす を想定している点に注意したい。ここからは触を掲示するこ 法令をもって城下士に指令することがあるかもしれない事態 る姿勢が読み取れるのではないだろうか。 「触」の中で「事長き御触に候はゝ」として、藩が長文の

【史料13⁽⁹⁾

について考えたい。

たのだろうか。また、さらなる変更はなかったのか、この点

これによって城下侍町に「町触」の内容は確実に徹底され

右同日被仰渡、 左之通

差出、町々江御使番を以被相触候儀は、其砌委曲被仰渡候 去る午年より町触を以被仰渡候儀は御会所江御張出に而被

得共、心得違候面々も有之様相聞得候間、此末御使番を以

町名并町役名前可相記候。 申渡候。尤右御書付写取候上、 御会処江罷出右被仰渡写取、支配有之面々は其方江も可被 同処江御□帳被差出候間

> 上。 右之趣、 壱町并支配有之面々は其方江も可被申渡候。已

、町触

壱通

、家来ふれ

壱通

これは、寛政七(一七九五)年九月に出された法令で、「町触」

伝達の再度の変更について触れている。天明六年の法令によ

しい。今後は使番が町々へ触れ、町の代表者が会所へ赴いて 承知しているはずだが、心得違いをしている者たちもいるら り、「町触」を会所へ掲示し、使番が町々へ知らせることは

張り出した「触」を写し取ったなら、会所へ「御請帳」を置 えるようにと再び指示している。ただし、今度からは会所へ 法令を書き写し、配下の者がいる場合にはその者たちへも伝

入するよう命じている。「御請帳」は、藩から「触」や「達 いておくので、そこに町名と「町役」を務める者の名前を記

が出された際に、それを確認した証明として、 するように置かれた帳面を指すと思われる。 担当者が署名

す場合には、頼まれた者の名前と頼んだ本人の名前を「御請 られている。ただし、「屋敷番」や誰かを頼んで会所へ遣わ 組親たちには、自らの名前を「御請帳」へ記入するよう命じ

また、「家来触」が伝達される苗字衆・家老・引渡衆・廻座衆・

容が確実に町々や「家来触」の面々へ伝わったことを証明す記入についても指示したのだった。「御請帳」は、法令の内七年、法令の伝達方法を再確認し、加えて、「御請帳」への中分に浸透していない様子が読み取れる。そこで、この寛政十分に浸透しているが、その内容からは、前の天明六年の法通ずつになっているが、その内容からは、前の天明六年の法の寛政七年の法令の宛所は、「町触」と「家来触」各一

るものである。

これが発令されたのは、寛政七(一七九五)年のことだ

寛政七(一七九五)年九月に、それまで廃止されていた郡奉五(一七九三)年八月に後の藩校明徳館となる学館の創設や、和が自ら執政を行うことを法令で伝えている。その後、寛政わが自ら執政を行うことを法令で伝えている。その後、寛政となったものの、若年ゆえ、叔父の佐竹左近義方が政治を執となったものの、若年ゆえ、叔父の佐竹左近義方が政治を執いた時期である。佐竹義和は、天明五(一七八五)年に藩主が、寛政年間は九代藩主佐竹義和によって様々な改革が行わが、寛政年間は九代藩主佐竹義和によって様々な改革が行わ

を改めることによって、主導的な藩主像や強い指導力を示そあったと考えられる。義和は、家臣一同への法令の伝達方法て政治を主導していくために、藩主の権威を高める狙いがこれら一連の改革は、義和が強いリーダーシップを発揮し設置の一五日後に、史料13が発令されたのだった。

行の再設置が、義和によって命じられた。そして、郡奉行再

うとしたのでないだろうか。

おわりに

の点について分析した研究である。り、秋田藩が誰にどのような方法で「触」を伝えたのか、こり、秋田藩が誰にどのような方法で「触」を伝えたのか、こ最後に法令の宛所が記される。本稿は、その宛所に焦点を絞のように記される事書、そして法令の本文、発令日と続き、士が法令の概要を示すために付けた題目から始まり、「覚」

「町触控」に収録される法令は、「町触控」を編築した瀋

には「町触」と「家来触」がセットで発令されるのが普通だっる。が、「町触」が単独で発令される例はわずかで、基本的やしてその双方に伝達されるもの、町々へ「町触」で伝達されるもの、敬へのみ伝達されるもの、町々へ「町触」で伝達されるもの、が「町触」で、それは久保田城下の侍町に向けて出された法が「町触」で、それは久保田城下の侍町に向けて出された法の役方・番方の職に向けたものとがあり、町々へ向けた「触」の役方・番方の職に向けたものとがあり、町々へ向けた「触」

ぎない。例えば、異国船対策を命じた幕府法令や、秋田瀋内全部で二八六三ある法令の内、約三割がこれに該当するにすその中でまず、役方・番方の職へのみ伝達される法令は、

「町触控」に収録される法令には、町々へ向けたものと藩

館出席時の服装を定めた法令を例に挙げたが、全体を見てもいた。次に、「町触」のみで伝達される法令については、学も法令の内容に応じて特定の役職に向けて法令が伝えられての百姓不足への対応を命じた法令などがこれであり、いずれ

者こ曲へられていることがらかっと。そこでは、文元や酉造に向けて一緒に触れられたり、前述した通り「家来触」と一令は、「町触」とその法令の内容に関係する役方・番方の職これは極めて少ない。「町触控」に収録されるほとんどの法

底させようとしていたのだった。られており、秋田藩はこの方法によって藩の政策を領内に徹禁止令、鳴物停止令など、秋田藩領全体に関わる法令が触れ緒に触れられていることがわかった。そこでは、改元や酒造

れていた。

そして、「町触」の伝達方法は二度変化している。

最初は

「町触」は「家来触」と一緒に触れられることが多かったが、「町触」は「家来触」とと、所預や組下持の組親を通して、在方とは、久保田に居住しない秋田藩の直臣たち、つまり在々給も、この「家来触」の形式が採用された。「家来触」の「家来」と一緒に触に就く廻座の者たちへを指すことが明らかになったが、不知しば「家来触」と一緒に触れられることが多かったが、

合」をもとに、使番によって町々へと伝達された。そこでは、だった。秋田藩の「町触」は、城下の侍町に結成された「組れた町触とは異なり、久保田城下の侍町へ向けて触れたもの秋田藩における「町触」は、江戸や京都で町人町へ触れら

た「組合」を単位に、使番によって「町触」が町々へ伝達さ触れる必要性がある場合に採られ、この時も侍町に結成され伝達されることもあった。それは鳴物停止令のように早急には向いて触の内容を承り、張り出された法令を写し取ってに出向いて触の内容を承り、張り出された法令を写し取ってに出向いて触の内容を承り、張り出された法令を写し取って

立て直しの意思表示を鮮明にするために、「町触」の伝達方で、新たに滞主の座に就いた佐竹義和の権威を高め、滞政の政悪化と八代藩主の急逝により、深刻な状況にあった。そこるようになった。この時期、秋田藩は、天明の飢饉による財会所に掲示され、「壱町役」がそれを書き写して町内へ伝え会所に掲示され、「壱町役」がそれを書き写して町内へ伝えたることに変わりはなかったが、この年を境にその「触」が天明六(一七八六)年で、使番が町々へ「触」の発令を知ら

もある。このときの変更も、藩主義和の権威を高め、強いリー奉行の再設置など、いわゆる寛政の改革が開始された時期で佐竹義和が自ら政治を執り行うようになり、学館の創設や郡請帳」への記入が追加で指示された。寛政年間は、九代藩主

法を改めたと考えられる。

次に、寛政七(一七九五)年にも再度、伝達方法を変更し、「御

である。 体的にどのように関係していたのか、この点が残された課題 藩特有の家臣団編制や藩の職制、そしてその時々の藩政に具 る。このような秋田藩における触の伝達方法の変化は、秋田 ダーシップを示すために改められたのではないかと考えられ

註

- (1) 笠谷和比古「習俗の法令化」(『岩波講座日本通史第一三巻 近世三』、岩波鸖店、一九九四年)。
- 2 前掲註1に同じ。一三八頁より。
- (3)前掲註1に同じ。一三九頁より。
- (4) 小倉宗 「近世の法」 (「岩波講座日本歴史第一二巻 岩波書店、二〇一四年)。 近世三、

<u>17</u>

(6)前掲註4に同じ。一八四頁より。

5

前掲註4に同じ。

- (7)藤井譲治『日本史リプレット八五 川出版社、二〇一五年)。 江戸時代のお触れ』 (山
- 8 深井雅海「法令の伝達と将軍吉宗の主導―享保前期の『仰 出之留』を素材に―」(【徳川林政史研究所 要】第三九号、二〇〇五年)。
- (9)湯本豊左太「信州中野天領の【御触】伝達系統」(「信濃」 二〇巻三号、一九六八年)。
- (1)渡辺浩一「日本近世都市における法令の伝達―掲げる・写す

との「町触控」が三九冊あったと推測している。

吉田伸之「江戸町触と『承知』システム」(塚田孝編『近 世大坂の法と社会」、清文堂出版、二〇〇七年)。

印刷する」(「史資料ハブ地域文化研究」七、二〇〇六年)。

 $\widehat{\mathrm{ii}}$

- <u>13</u> 12 野髙宏之「町触とは何か―大坂町触を素材として―」(『近 宇佐美英機「近世前期京都の触留」(「社会科学」同志社大 学人文科学研究所、一九八七年)。
- (4)同「町惣代(一)」(『大阪の歴史』 七六、二〇〇九年)。 世大坂の法と社会』、清文堂出版、二〇〇七年)。
- 岩城卓二「大坂町奉行所と用達」(『日本歴史』 三四九、
- <u>16</u> 15 根津寿夫「徳島城下の触背伝達システム」(『史窓』二八、 徳島地方史研究会、一九九八年)。 一九九一年)。
- 明和七(一七七〇)年から寛政三(一七九一)年、中巻は (一九七一)、中巻 (一九七二)、下巻 (一九七三)。上巻は

今村義孝・髙橋秀夫編『秋田藩町触集』、未来社、上巻

までの一冊、天保九(一八三八)年から嘉永四(一八五一) 令を収録している。「町触控」は文化八(一八一一)年前 文化六(一八〇九)年から明治二(一八六九)年までの法 寛政四(一七九二)年から文化五(一八〇八)年、下巻は 年までの三冊、合計九冊が欠落している。今村氏はもとも 前の五冊、天保三(一八三二)年から同五(一八三四)年 後に編纂が始まったと考えられ、明和六(一七六九)年以

Akita University

(19)高橋秀夫「一八世紀後期~一九世紀前期秋田藩(18)前掲註17に同じ。同下巻、五七九頁より。

「町触」に

- 年)。高橋務「『町触控』に関する基礎的一考察」(半心に―」(『秋田工業高等専門学校研究紀要』一、一九六六関する一考察―寛政改革における藩政の基礎的問題を中
- (20)高柳真三·石井良助編『御触書天保集成』下巻、岩波書店、一九八一年)。

田教授退会記念会編『秋田地方史論集』、みしま書房、

- て翻刻され、「御触書天保集成」上下巻が、一九五八年にまでの法令を収録している。高柳真三・石井良助両氏によっの史料は天明八(一七八八)年から天保八(一八三七)年触書天保集成」は天保十二(一八四一)年に完成した。こ無書天保集成」は天保十二(一八四一)年に完成した。こった五八年、六五三五番。御触書集成は、八代将軍徳川吉一九五八年、六五三五番。御触書集成は、八代将軍徳川吉
- (21) 前掲註17に同じ。同中巻、一四二〇番。

岩波書店より刊行された。

(22) 前掲註8に同じ。

23

町触を、全七九冊に収録しており、江戸南伝馬町名主の高は正保五(一六四八)年から文久二(一八六二)年までの撰要」、「御触町触諸達」、「江戸町触」である。「撰要永久録」、「類集一九九九年。一一二五一番。底本は「撰要永久録」、「類集近世史料研究会編【江戸町触集成 第一一巻』、塙書房、近世史料研究会編【江戸町触集成 第一一巻』、塙書房、

る。 を を での御触や願書などが収録されていると推測されてい を での町触や請書などが収録され、年次ではなく事項別で を を を での町触や請書などが収録され、年次ではなく事項別で を を を での町触や請書などが収録され、年次ではなく事項別で を を の に

- (24) 前掲註17に同じ。同中巻、一三二一番。
- いる。から文化十二(一八一五)年正月までの史料が収録されてから文化十二(一八一五)年正月までの史料が収録されて史図書社、一九七三年。五一四番。寛文元(一六六一)年(25)新秋田叢書編集委員会編『第二期 新秋田叢書(三)』、歴
- (26) 下中邦彦編『日本歴史地名大系第五巻 秋田県の地名』、
- 六頁より。(27) 秋田県『秋田懸史 第一冊』、平凡社、一九八〇年。

秋田県、

一九一五年。二二

- (9) 前曷主7こ司い。司中姜、(28) 前掲註25に同じ。解題より。
- (29)前掲註17に同じ。同中巻、九五九番。
- 一九七七年。及び、前掲註27に同じ。(31)秋田県編『秋田県史第二巻 近世編上』、加賀谷書店刊、(30)前掲註17に同じ。同上巻、四四四番。

Akita University

48

前掲註27に同じ。二二六頁より。

- 前掲註17に同じ。同上巻、二九三番。
- 33 前掲註17に同じ。同上巻、六八番。 藩は借知政策により、藩士の知行高から半知、または四六
- とよび、藩士側ではそれを「差上高」とよんだ(秋田県編「秋 の割合で知行高を借用しており、その高を藩は「借上高」
- <u>37</u> <u>36</u> <u>35</u> 前掲註17に同じ。同下巻、二三一二番。 前掲註27に同じ。二三二頁。 前掲註12に同じ。 田県史第三巻 近世編下」、加賀谷書店、一九七七年参照)。
- <u>42</u> 前掲註17に同じ。同下巻、二三九〇番。 東洋書院、二〇〇四年。

41

<u>39</u> 38

前掲註17に同じ。

同中巻、

九〇八番。

(40)前掲註17に同じ。同下巻、二三七五番。

渡邉喜一『新編佐竹氏一門・系図【稿】

苗字家を除く」、

前掲註17に同じ。同中巻、八二五番。

- (43) 前掲註27に同じ。
- 秋田県公文書館編 『澁江和光日記 四〇二頁より。 月至文政十一年九月』、秋田県教育委員会、 第六巻 自文政九年七 一九九九年、
- <u>46</u> 前掲註17に同じ。 同下巻、二七九二番。

45

前掲註41に同じ。

前掲註17に同じ。 同上巻、 五一三番。

47

49 前掲註17に同じ。同中巻、 前掲註17に同じ。 同上巻、 九九三番。

付記 <u>50</u> 本研究について、秋大史学会研究部会で報告したところ、有益 七五一番。

題を追求する際に活かしていきたい。 とができなかった。いただいた指摘は、「おわりに」で記した課 ころだが、既に入稿済みであったため、最小限の修正しか行うこ な指摘を多数いただいた。本来ならその指摘を反映したかったと